

◆ 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 (令和6年11月22日閣議決定)(抄)

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

2. 新たな地方創生施策(「地方創生2.0」)の展開～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～

(1) 「新しい地方経済・生活環境創生本部」による新たな地方創生の起動

「新しい地方経済・生活環境創生本部」において、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定する。2024年末に向け、基本的な考え方をとりまとめる。国民・国・地方が一丸となった地方創生の機運醸成、地方創生の好事例の横展開等を通じて、希望と幸せを実感する社会を実現することを目指す。

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に取り組む。具体的には、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくる。このため、魅力ある仕事づくり、男女間・地域間の賃金格差の是正、非正規雇用労働者の処遇改善、働き方改革、アンコンシャス・バイアス37の解消に向けた取組等を推進する。買物、医療、交通等の日常生活に不可欠なサービスの維持向上など、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生に取り組む。デジタル化や外国人観光客の増加という大きな流れを活用することも視野に入れ、今後成長が期待される地域資源を活かした農林水産業、観光、文化・芸術の振興など、付加価値創出型の新しい地方経済の創生に取り組む。ブロックチェーン、NFT、Web3.0等の新技術を活用した付加価値創出、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出、それらを後押しする制度・規制改革など、地方の通信基盤の整備を推進し、デジタル新技術の徹底活用に取り組む。こうした取組を一層強力に支援するため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指す。

経済対策では、その先行的な取組として、以下の施策を推進する。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を創設し、地域資源を最大活用した農林水産業や観光産業等の高付加価値化、買物、医療、交通など、日常生活に不可欠なサービスの維持向上、ブロックチェーン、NFT、Web3.0等の新技術を活用したデジタル公共財による付加価値創出等の取組を支援する。DX・GXを一気呵成に推進するため、同交付金において、初期投資を含め、地域における取組を面的に支援する。

特区の活用を始め、地域の実情を踏まえた幅広い分野の制度・規制改革を加速する。スーパーシティ、デジタル田園健康特区45、連携特区、金融・資産運用特区において、先端的服务によって地域課題を解決するモデル地域として、必要な制度・規制改革やデータ連携に係る調査・実証を行う。その中で得られた知見は、他地域にも共有する。特区や制度・規制改革を活用しようとする地域の意欲ある取組について、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援する。

◆ 第2世代交付金の交付上限額及び補助率

⇒ 事業ごとに定めていた交付上限額について、自治体ごとの交付上限額（ソフト・拠点整備・インフラ整備別）を設定

従来（推進タイプは事業ごと、拠点整備タイプは自治体ごとの交付上限額）

	類型	交付上限額			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
地方創生推進タイプ	先駆型	国費3.0億円	国費2.5億円	国費 2 億円	1/2
	横展開型	国費1.0億円	国費0.85億円	国費0.7億円	
	Society5.0型	国費3.0億円			
地方創生拠点整備タイプ(※)	—	国費15億円	国費10億円	国費 5 億円	
地方創生整備推進交付金	—	案件に応じて設定			1/2等 ※各省庁の交付要綱に従う

※事業計画期間中における交付上限額の目安



今後（第2世代交付金（ソフト事業・拠点整備事業・インフラ整備事業）の新規事業及び継続・変更事業の合計）

	類型	交付上限額			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
第2世代交付金	ソフト事業	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費10億円/年度	1/2
	拠点整備事業	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費10億円/年度 ・1事業当たり国費10億円	1/2
	インフラ整備事業	・1団体当たり事業計画期間中の総国費 50億円 (単年度目安10億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費 20億円 (単年度目安4億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費 10億円 (単年度目安2億円)	1/2等 ※各省庁の交付要綱に従う

※ 拠点整備事業及びインフラ整備事業の各交付上限額は目安とする。 ※ 事業計画期間については9ページ参照。

◆ 自治体当たりの申請上限件数の引き上げ

⇒ 自治体の規模に関わらず、新規の申請上限件数を引き上げ。

従来

	都道府県	中枢中核都市	市区町村
地方創生推進タイプ (当初予算分) ※ 1 (最大)	4 (7)	3 (6)	3 (5)
地方創生推進タイプ (補正予算分)	1	—	—
地方創生拠点整備タイプ (当初予算分) ※ 2	1		
地方創生拠点整備タイプ (補正予算分)	上限件数なし		
地方創生整備推進交付金	上限件数なし		

(※1) 以下の事業については、通常の申請上限件数を超える申請を可能とする。
(都道府県・中枢中核都市：3件まで、市区町村：2件まで)

【先駆的な取組】

- ・ 先駆型で申請する事業は、通常の申請上限件数を1事業までを超える申請を認める。
- ・ Society5.0型で申請する事業は、通常の申請上限件数の枠外とする。
など

【地域間連携を行う取組】

- ・ 広域連携事業は、通常の申請上限件数を1事業までを超える申請を認める。
など

【政策・施策間連携を行う取組】

- ・ 他の政策・施策と連携してデジタル交付金を活用する事業は、通常の申請上限件数の枠外とする(政策・施策ごとに要件を設定)。

(※2) 2023～2027年度(デジタル総合戦略の期間)を通じて1事業(共同事業はカウントしない)

今後



- 自治体の規模に関わらず、**通常の申請上限件数※を10件**とする。
- **【地域間連携や政策・施策間連携を行う取組のうち一定の要件を満たすことにより弾力措置の対象とする取組】については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。**

※ 申請上限件数は、実施計画(ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業を組み合わせ作成)の提出可能件数。

◆ 地域再生計画の認定

- ⇒ 第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定手続を簡素化し、「包括的な認定」の仕組みとする
- ⇒ これに伴い、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画については、原則1地方公共団体につき、1つの地域再生計画の作成で足りる

